

(様式第1号)

令和 年 月 日

大阪市長様

住 所

団体名称

代表者職

氏 名

令和 年度 大阪市連携施設支援事業交付金交付申請書

標題の事業交付金について交付を受けたいので、大阪市連携施設支援事業交付金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 施設名

2 交付を受けようとする交付金の金額及びその算出の基礎

(1) 交付申請額 金 円

(2) 算出の根拠 大阪市連携施設支援事業交付金交付要綱に基づく

3 添付書類

- ・事業計画書（様式第2号）

(様式第2号)

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所

団体名称

代表者職

氏 名

事 業 計 画 書

連携施設名		
連携先となる 家庭的保育事業所等 の施設名		
事 業 内 容	回 数	具体的な事業内容及び実施方法
給 食 体 験 (集団保育体験)	年 () 回	
合 同 行 事 (集団保育体験)	年 () 回	
園 庭 解 放	年 () 回	
施 設 見 学 会	年 () 回	

(様式第3号)

大正青第 号
令和 年 月 日
様

大阪市長

令和 年度 大阪市連携施設支援事業交付金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市連携施設支援事業交付金については、次のように付することとしたので、大阪市連携施設支援事業交付金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

1 施設名

2 交付決定金額 金 円

3 交付金の交付条件

- (1) 交付事業の内容、事業計画を変更する場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 市長が、交付金の適正な執行を期するため、交付事業者に対して交付金に基づく事業の遂行に関する報告を求めたときには、これに協力すること。
- (3) 交付事業に係る証拠書類を常に整備し、第6条第1項の通知を受けた日の属する年度終了後5年間保存すること。
- (4) 事業の実施に際して入手した個人情報は、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年条例第5号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、き損等の防止、その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じ、適正に管理すること。
- (5) その他、大阪市連携施設支援事業交付金交付要綱の規定を遵守すること。

5 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む）に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第4号)

大正青第
令和 年 月
日

様

大阪市長

令和 年度 大阪市連携施設支援事業交付金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市連携施設支援事業交付金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市連携施設支援事業交付金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

1 施設名

2 支給しない理由

(様式第5号)

令和 年 月 日

大阪市長様

住所
団体名称
代表者職
氏名

令和 年度 大阪市連携施設支援事業交付金交付申請取下書

令和 年 月 日付け大青第 号にて通知のあった大阪市連携施設支援事業交付金の交付決定について、大阪市連携施設支援事業交付金交付要綱第7条第1項の規定により申請を取り下げます。

1 施設名

2 交付金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

3 取下げの理由

(様式第6—1号)

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所

団体名称

代表者職

氏 名

令和 年度 大阪市連携施設支援事業交付金概算払い依頼書

標記交付金について、次の理由により、概算払いにて交付いただきますようお願いします。

なお、概算払いにより受領する交付金が、事業完了後に確定される交付額を超過した場合には、大阪市連携施設支援事業交付金要綱第8条第3項の規定に基づき、大阪市が定める期日までに超過分を戻入します。

1 施 設 名

2 概算払いを必要とする理由

(様式第6-2号)

請求書

令和 年 月 日

大阪市長様

住所

団体名称

代表者職

氏名

次のとおり請求します。

金額	円也
内容	
令和 年度 大阪市連携施設支援事業交付金	

※ 金額の前には必ず￥を付けてください。

債権者登録済の金融機関の口座に振り込んでください。

債権者番号	指定口座

※ 指定口座は、A、B、C、D、Mよりご指定ください。

次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名称	支店名称	支店番号
預金種別	口座番号	口座名義
フリガナ		
口座名義		

本市記入欄

局出納員・区会計 管理者確認印	印影等照合先（契約番号等）	執行主管コード	支出命令番号
業務区分	□歳出	□歳入	□歳計外
			□基 金

(様式第7号)

令和 年 月 日

大阪市長様

住所

団体名称

代表者職

氏名

令和 年度 大阪市連携施設支援事業交付金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け大正青第 号にて交付金の交付決定を受けた事業について、大阪市連携施設支援事業交付金交付要綱第9条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

1 施設名

2 中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間）

(様式第8号)

大こ青第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

令和 年度 大阪市連携施設支援事業交付金
事情変更による交付決定取消（全部・一部）通知書

令和 年 月 日付け大こ青第 号にて交付決定した大阪市連携施設支援事業交付金について、大阪市連携施設支援事業交付金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

1 施設名

2 取消（全部・一部）の内容

3 取消（全部・一部）の理由

(様式第9号)

令和 年 月 日

大阪市長様

住所
団体名称
代表者職
氏名

令和 年度 大阪市連携施設支援事業交付金実績報告書

令和 年 月 日付け大青第 号にて交付金の交付決定を受けた事業について、大阪市連携施設支援事業交付金交付要綱第12条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 施設名

2 交付金額 金 円

3 添付書類

(1) 事業報告書 (様式第10号)

(様式第 10 号)

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所

団体名称

代表者職

氏 名

事業報告書

連携施設名					
連携先となる家庭的保育事業所等の施設名					
事業内容	回 数	実 施 日			
給食体験	計()回				
合同行事 (※1)	計()回				
園庭開放	計()回				
施設見学会	計()回				

※1 合同行事については、別紙（様式第 11 号）で実施日ごとの内容を記載してください。

※2 2枚に及ぶ場合は、裏面に記載してください。

※ 令和 年度に受けた保育内容支援等については、上記のとおりであることを確認します。

施 設 名

所 在 地

設 置 者 名

代 表 者 名

(様式第 11 号)

【別紙】

合同行事について

※ 2枚に及ぶ場合は、裏面に記載してください。

(様式第 12 号)

大 こ 青 第 号
令 和 年 月 日

様

大 阪 市 長

令和 年度 大阪市連携施設支援事業交付金額確定通知書

令和 年 月 日付け大 こ 青 第 号にて交付決定した大阪市連携施設支援事業交付金については、次のとおり交付金額を確定したので、大阪市連携施設支援事業交付金交付要綱第 13 条の規定により通知します。

1 施 設 名

2 確 定 金 額 金 円

(様式第 13 号)

令和 年 月 日

大阪市長様

住所
団体名称
代表者職
氏名

令和 年度 大阪市連携施設支援事業交付金精算書

令和 年 月 日付け大青第 号にて交付金の交付決定を受けた事業について、大阪市連携施設支援事業交付金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり精算内容を報告します。

1 施設名

2 精算内容	受領額（概算払額）	金	円
	交付決定額	金	円
	差引剰余（又は不足）額	金	円

(様式第 14 号)

大こ青第 号
令和 年 月 日

様

大 阪 市 長

令和 年度 大阪市連携施設支援事業交付金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大こ青第 号にて交付決定した、大阪市連携施設支援事業交付金については、次のとおり交付決定を取消したので、大阪市連携施設支援事業交付金交付要綱第 15 条第 3 項の規定により通知します。

1 施 設 名

2 取消しの内容

3 取消しの理由

(様式第 15 号)

大こ青第 号
令和 年 月 日

様

大 阪 市 長

令和 年度 大阪市連携施設支援事業交付金支給返還命令書

令和 年 月 日付け大こ青第 号にて交付決定した、大阪市連携施設支援事業交付金については、令和 年 月 日付け大こ青第 号により交付決定を取り消したので、大阪市連携施設支援事業交付金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり返還するよう命じます。

1 施設名

2 返還金額 金 円

3 返還方法

別添の納入通知書により、納入すること

4 返還期限

大阪市連携施設支援事業交付金支給返還命令書の送付日より 30 日以内に納付すること。

(様式第 16 号)

大こ青第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

令和 年度 大阪市連携施設支援事業交付金額更正通知書兼返還命令書

令和 年 月 日付け大こ青第 号にて交付決定した、大阪市連携施設支援事業交付金については、大阪市連携施設支援事業交付金交付要綱第 12 条にもとづく実績報告に誤りがあること、また、交付金に剩余が生じていたことが確認されたため、大阪市連携施設支援事業交付金交付要綱第 18 条第 1 項の規定により、以下のとおり交付金額の更正を通知するとともに、次のとおり返還するよう命じます。

1 施 設 名

2 交付決定交付金額 金 円

3 更正決定交付金額 金 円

4 更正決定理由・内容

5 差 額 (返還額) 金 円

6 返還方法

別添の納入通知書により、納入すること

7 返還期限

大阪市連携施設支援事業交付金額更正通知書兼返還命令書の送付日より 30 日以内に納付すること。